

資料編

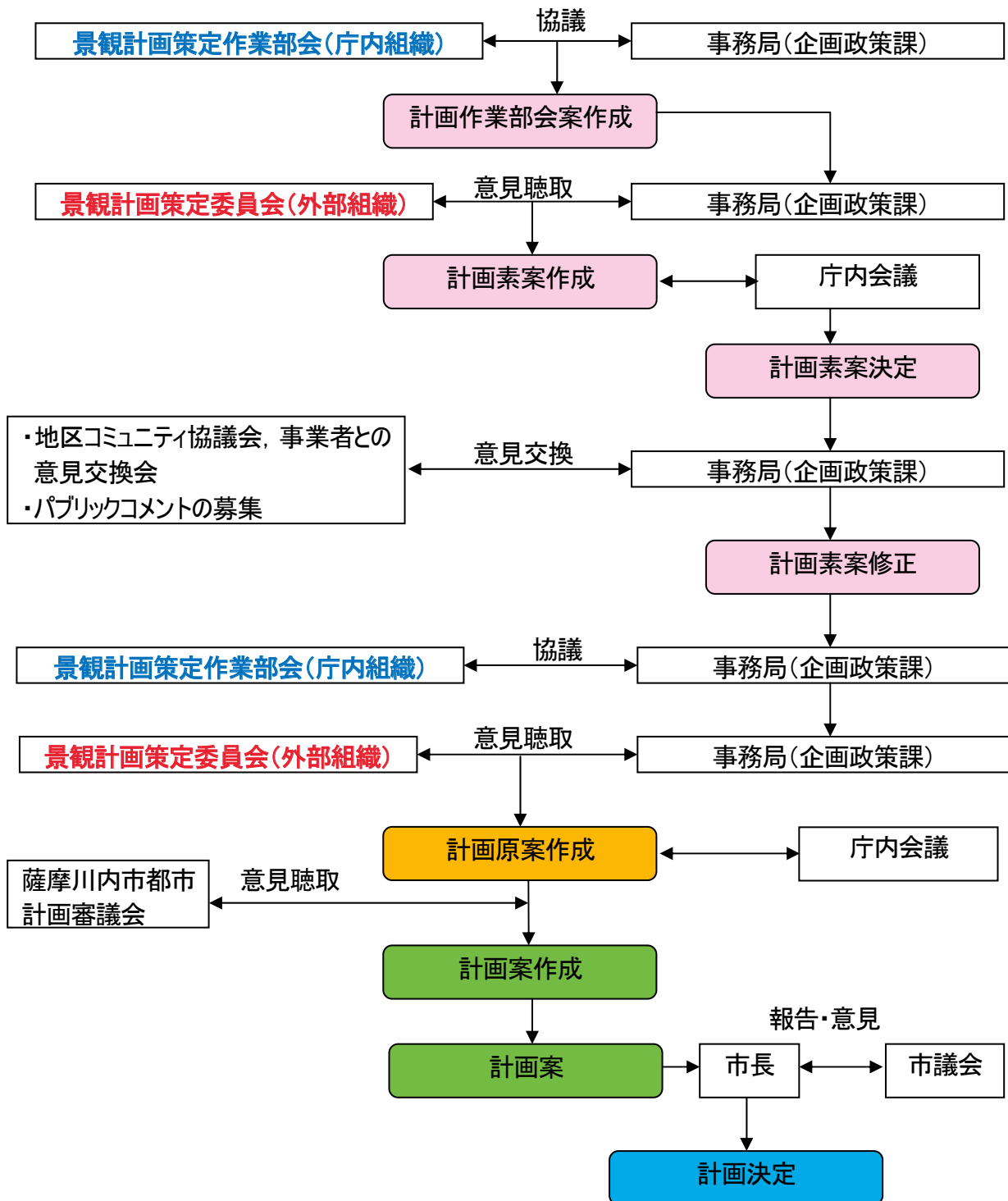
1 薩摩川内市景観計画策定までの経緯

(1) 薩摩川内市景観計画策定までの経緯

日程	内 容
平成15年7月11日	美しい国づくり政策大綱を国土交通省が発表
平成17年6月 1日	景観法全面施行
平成19年2月 5日	県へ景観行政団体となるための協議書を提出 (景観法第7条第1項ただし書きに基づく手続き)
3月 1日	4月1日より景観行政団体になることを告示
4月 1日	景観行政団体となる
5月29日	第1回景観計画策定作業部会
6月 8日	第2回景観計画策定作業部会
6月29日	第3回景観計画策定作業部会
7月10日	第4回景観計画策定作業部会
7月18日	景観法研修会の開催（全職員向け） 講師：国土交通省九州地方整備局係長
7月27日	第5回景観計画策定作業部会
8月20日	第6回景観計画策定作業部会
8月30日	第7回景観計画策定作業部会
9月 3日	第1回景観計画関係課長会議 第8回景観計画策定作業部会
9月20日	9月議会企画経済委員会にて概要説明
10月 5日	第9回景観計画策定作業部会
11月 8日	第10回景観計画策定作業部会
12月14日	第11回景観計画策定作業部会
12月18日	薩摩川内市景観計画策定委員会 委嘱状交付式 第1回 薩摩川内市景観計画策定委員会
平成20年1月 7日	第2回 薩摩川内市景観計画策定委員会（里支所）
1月30日	第3回 薩摩川内市景観計画策定委員会（入来支所）
2月14日	第12回景観計画策定作業部会
2月18日	都市計画審議会 景観計画概要説明
2月19日	第4回 薩摩川内市景観計画策定委員会
2月25日	第5回 薩摩川内市景観計画策定委員会
3月14日	3月議会企画経済委員会にて概要説明
3月25日 ～5月16日	パブリックコメントの実施 11人から 20件意見提出
4月 2日 ～5月22日	景観啓発地区に対する住民及び建築団体等の意見交換会 16回 292人参加
5月16日	第13回景観計画策定作業部会
5月21日	第14回景観計画策定作業部会
5月29日	企画政策部職員研修会
6月 5日	第2回景観計画関係課長会議
6月 6日	第6回 薩摩川内市景観計画策定委員会
6月26日	6月議会企画経済委員会にて概要説明

7月 3日	都市計画審議会において景観計画の説明
8月19日	市議会へ景観条例を上程
9月 3日	企画経済委員会で景観条例を審議
9月26日	市議会定例会において景観条例が可決
11月11日	景観計画告示

(2) 薩摩川内市景観計画策定組織図



(3) 薩摩川内市景観計画策定委員会

	部 門	職 名	氏 名	備 考
1	学識経験者 (建築)	会長	安山 宣之	鹿児島大学工学部 准教授
2	学識経験者 (建築)	副会長	中俣 知大	鹿児島県建築士会 川薩支部長
3	公共的団体 (地区コミ)	委員	石原 昭憲	上甕地区コミュニティ協議会 会長
4	公共的団体 (地区コミ)	委員	種田 幸正	清色地区コミュニティ協議会 会長
5	公共的団体 (観光)	委員	村上 恒夫	薩摩川内市観光協会 事務局長
6	公共的団体 (商業)	委員	若松 和郎	社団法人川内青年会議所 直前理事長
7	学識経験者	委員	繁田 達子	鹿児島純心女子大学 看護栄養学部講師
8	学識経験者 (県)	委員	谷川 春海	鹿児島県北薩地域振興局 総務企画部 前総務企画課長
9	公募	委員	上白石律子	
10	公募	委員	吉満 祐市	

(4) 薩摩川内市景観計画策定作業部会

	課 名	職 名	備 考
1	企画政策課 (座長)	参事補	総括
2	都市計画課	主事	都市計画, 土地利用対策要綱
3	文書法制室	主任	法制
4	環境課	主任補	ラムサール条約, 県立自然公園条例
5	農政課	主事	農振計画
6	観光課	主事	観光
7	建築住宅課	主任	建築確認申請
8	文化課	参事補	文化財
9	企画政策課	主任補	事務局

薩摩川内市景観計画策定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は景観法（平成16年法律第110号）第8条に基づき策定する薩摩川内市景観計画について調査及び検討するため、薩摩川内市景観計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- （1） 景観計画の策定に関すること。
- （2） 景観に関する市民意識の向上に向けた方策に関すること。
- （3） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- （1） 市内の公共的団体の役員及び職員
- （2） 学識経験者その他市長が必要と認めた者
- （3） 公募によって選出された者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年10月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 策定委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長に事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会は、必要と認める場合に会長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見陳述）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

薩摩川内市景観計画(仮称)策定作業部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、今後の本市の景観形成を積極的に推進し、本市全体としての景観形成の基本的方向を示すことを目的とするために、「薩摩川内市景観計画（仮称）策定作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置することに関し、必要な次項を定めるものとする。

(研究事項)

第2条 策定部会は、次に掲げる事項について、必要な研究を行うものとする。

- (1) 本市における景観概況の整理。
- (2) 本市の景観特性と課題の抽出・整理。
- (3) 景観形成地区の検討。
- (4) まちづくりの将来像と景観形成の基本方針の検討。
- (5) 行為の制限に関する事項の検討。
- (6) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、景観に関すること。

2 検討した内容については、部長会議に意見として提出する。

(組織)

第3条 作業部会は別表に掲げる課長が指名する職員をもって組織する。

(任期)

第4条 作業部会の職員（以下「メンバー」という。）の任期は、その任命の日から、部長会議に意見提出し、市長報告が完了する日までとする。

(会長)

第5条 策定部会に、メンバーの互選により部会長を置く。

2 部会長は会務を総理し、作業部会の議長となる。

(会議)

第6条 会議は必要に応じて、企画政策課長が招集し開催する。

2 会議には、必要に応じメンバー以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、企画政策部企画政策課で処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

作業部会	企画政策課	都市計画課	観光課	文化課
メンバー所属課	文書法制室	環境課	建築住宅課	農政課

2 パブリックコメント及び住民意見交換会の開催状況

(1)パブリックコメント提出状況

平成20年3月25日から5月16日までの間、薩摩川内市ふるさと景観計画(素案)について意見募集を行った結果、11名から20件の意見の提出がありました。

○ 提出方法別 件数及び人数

提出方法	件数	人数
直接	9件	4名
郵送	4件	2名
ファックス	6件	4名
E-mail	1件	1名
合計	20件	11名

※ 「直接」は、支所へ提出された方を含みます。

○ 提出地域別 件数及び人数

提出方法	件数	人数
川内地域	7件	3名
樋脇地域	0件	0名
入来地域	10件	6名
東郷地域	0件	0名
祁答院地域	0件	0名
里地域	2件	1名
上甌地域	1件	1名
下甌地域	0件	0名
鹿島地域	0件	0名
合計	20件	11名

意見の概要及び意見に対する市の考え方は、下記のとおりです。

寄せられたご意見等により、別添のとおり一部修正を行いました。

なお、寄せられたご意見に対して、市の考え方で「検討します。」と回答した内容につきましては、事業を進める中で参考とさせていただきます。

(2) 全般的な意見

No	分類	ご意見等の概要	ご意見等に対する市の考え方
1	第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	景観地区になるといろいろな規制が出てくるが、個人の持ち物に対する修繕や維持に対して費用が発生することが考えられる。本人に修繕の意思がない場合でも、修繕して費用を負担しないといけないのか。	景観計画には、本人に修繕の意思がないものについて、強制で修繕していただくような規定は含まれておりません。 今後、届出が必要な場合、壁の色彩など相談させていただく場合があります。
2	第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	建築申請の役所内での手続きは、簡素なものをお願いしたい。	届出行為については、できる限りワンストップとなるような制度となるように検討し、工夫します。
3	第5章 その他の良好な景観形成に関する方針	看板業界の方々の意識向上目立つだけでなく、大きさや色彩等を考慮して、上品にデザインされたものが良いと考える。	景観計画の中の「その他の良好な景観形成に関する方針」の中に「屋外広告物の表示及び掲出に関する事項の策定」についての項目を追加し、今後景観に配慮した屋外広告物のあり方について検討していきたいと考えます。
4	第6章 市民協働による景観形成及び景観形成事業	新興住宅街における宅建業会の意識向上が必要 建築協定は必ずしも不利ではなく、地価向上にも役立つものである。 一度出来た町は、数十年は壊せない。	宅建業会に限らず、市民等すべての方々の意識向上が必要だと考えます。 市民協働の基本的な考え方の中の「市民、事業者等及び市が常に景観形成を意識する」事により、一人ひとりが良好な景観の中で生活することで、地域に対する誇りが醸成されると考えます。 また、そのための啓発活動も実施していきます。
5	第6章 市民協働による景観形成及び景観形成事業	地区コミからの申請となっているが、なるべく若い人たちの意見が反映されるような仕組みをお願いしたい。 例えば20歳代から年代別に何人以上意見を出してもらうとか、平均年齢の条件をつけるとか。以前、地方拠点都市の基本理念に「若者の集うまちづくりの推進」もあったので。 現実問題として考慮していただきたい。	市が行う景観形成事業の中において、景観の選定事業やシンポジウム、研修会の開催等を考えています。 景観の選定事業について、年代別の選定や、若者を対象とした景観形成のシンポジウム等を開催していくことで、検討します。
6	第6章 市民協働による景観形成及び景観形成事業	昨年、鹿児島県と鹿児島市において、鹿児島県造園建設業協会が景観整備機構として指定されました。薩摩川内市内にも協会会員が6社あるので、積極的な活用を図ってほしい。	本市においても、景観整備機構の指定は進める予定です。

薩摩川内市ふるさと景観計画（資料編）

7	第6章 市民協働による景観形成及び景観形成事業	景観において「緑化」の役割は重要です。委員の登用にあたっては、「みどりの専門家」である学識経験者や緑化団体の役員等を必ず登用していただきたい。	景観審議会を設置するときには、「みどりの専門家」の登用について、前向きに検討します。
8	第6章 市民協働による景観形成及び景観形成事業	鹿児島県造園建設業協会会員は、造園技能士として伝統的な作庭技術をはじめとした緑化の専門技術を有するとともに、景観に対するすぐれた完成を育んでいます。多くの人材を抱えているので、景観アドバイザーについての採用方についても考慮してほしい。	景観アドバイザーは、緑化についての意見も多く求められることが想定されます。そのため、造園建設業協会会員様にアドバイザーとしての採用を検討します。
9	その他	街路樹や生垣が道路の上まで枝を伸ばし、歩行者や車が通る道幅が狭くなって、景観もよくなく、歩行者の安全も確保されないところがあるので、規制を守るように指導してほしい。	道路交通法や環境美化推進条例などと連携していくことが大切だと考えます。
10	その他	幼少の頃は、他人の庭を声をかけて自由に往来していました。現在は道路と敷地にブロック塀があり、閉塞感を感じ、ブロックの劣化も進んで危険である。昔のように塀のないまちづくりをしてほしい。	塀のないまちづくりについて、市内全域に広げることにはできませんが、地区を限って推進することについては、地元地区の皆様の理解が得られれば可能ですので、提案をしていただきたいと思います。
11	その他	里の西海岸の離岸堤の影響で、砂の飛来による被害が、昔の塩害よりも性質が悪い。また、この離岸堤が景観を台無しにしているように思う。昔の小石の透き通った海岸に戻らないだろうか。	離岸堤については、台風時の安全性などから必要なものです。住民の皆様のお安全を守ることが最優先なので、ご理解ください。

(3) 景観啓発地区候補別意見（入来麓周辺地区）

No	分類	ご意見等の概要	ご意見等に対する市の考え方
1	第3章 ゾーン別の景観形成方針	入来麓伝建地区の畑に、植林をしている方がいる。これを今のうちに規制しないと、伝建地区の景観が損なわれていくことになる。早急に対策を講じていただきたい。	入来麓周辺地区は景観啓発地区に指定しており、本市のモデル地区となりますが、現在のところでは特別な規制をかけることはできません。 この計画では、入来麓伝建地区から見えるその周辺地区の景観を保全することを目的としています。そのため、入来麓伝建地区の内部については、薩摩川内市伝統
2	第3章 ゾーン別の景観形成方針	清色城の一角の「物見の段」は、昔城兵たちが監視所として情報を得ていた所と言われ、今でも眺望がいいところである。	

薩摩川内市ふるさと景観計画（資料編）

3	第3章 ゾーン別の景観 形成方針	求聞持城は、太古赤城神社があり、その神舞が隼人舞の源流という説がある。又、日の出観測もここで行われ、日の長さなど村人の生活指導にあっていたと言われていた。このようなことから、城山からの展望は大変意義があるものと思われる。	的建造物群保存地区保存条例と関連して考える必要がありますので、今後文化課と協議します。
4	その他	入来麓伝建地区がふるさとで、都会に出ている若者が、帰ってきて、麓地区に住宅を建てたくても、若者らしい個性的で独創的な我が家を建てるができない人がたくさんいる。 景観を守っていくという主旨は理解できるが、空き家がどんどん増えていくのではないかと考える。	
5	その他	入来麓伝建地区の空き家の石垣の管理や樹木の剪定などの管理をしてほしい。	
6	第3章 ゾーン別の景観 形成方針	入来町の小路の武家屋敷群についても、ぜひ景観啓発地区に加えていただきたい。	
7	第3章 ゾーン別の景観 形成方針	麓周辺地区に小路や河川、山城を含む検討をしていただきたい。	

(4) 景観啓発地区候補別意見（蘭牟田池周辺・長目の浜周辺地区）

No	分類	ご意見等の概要	ご意見等に対する市の考え方
1	その他	甌大明神橋に映える夕日が美しく、観光客も海岸道路より写真を撮ったりしている。 小学校の屋上の開放や、道路に展望所を作り、眺められるようにお願いしたい。	甌大明神橋については、景観提案制度を利用して、地区コミュニティ協議会からのご提案をお願いします。 小学校の屋上の開放は児童の安全面を考慮すると困難と考えます。
2	その他	蘭牟田池や長目の浜周辺のゴミのポイ捨てについて、何らかの指導をしてほしい。	環境美化推進条例と連携していくことが大切だと考えます。

2. 意見交換会の開催状況

(1) 開催日程等

(平成20年開催)

対 象	日 程	会 場	参加者数
藺牟田麓西・麓東自治会（祁答院町）	4月 2日	麓公民館	11
鹿児島県建築士会 川薩支部	4月12日	文化ホール	15
里地区コミュニティ協議会	4月18日	里公民館	51
瀬上自治会（上甑町）	4月19日	瀬上地区集会所	16
小島自治会（上甑町）	4月19日	小島福祉館	6
桑之浦自治会（上甑町）	4月19日	桑之浦住民センター	8
上甑地区コミュニティ協議会	4月20日	上甑老人福祉センター	27
入来麓伝建地区保存会（入来町）	4月20日	麓下自治会館	29
藺牟田地区コミュニティ協議会	4月22日	藺牟田コミセン	9
鹿児島県宅地建物取引業協会 北薩支部	4月24日	本 庁	14
清色地区コミュニティ協議会	4月26日	清色コミセン	30
小路自治会（入来町）	5月 2日	小路公民館	16
川内建築四団体連絡協議会	5月 8日	建設業会館	7
鹿児島県建設業協会 甑支部	5月 8日	上甑支所	13
鹿児島県建設業協会 川薩支部 （入来・祁答院含）	5月14日	本 庁	17
薩摩川内市建築建友会	5月22日	ホテル オートリ	23
景観啓発地区 該当地区向け	10回		203
建築団体等向け	6回		89
合計	16回		292

(2) 主な意見等

番号	分 類	質問内容	回答内容
1	啓発地区全般	啓発地区になったことで、メリットがあるのか。	景観がよくなることは、観光PRのためにも良いことであり、地区住民の誇りにもつながると考えている。
2	啓発地区全般	県立自然公園条例との関連はどうか。	今後、景観地区になった場合のことを想定して、県と協議していく。
3	啓発地区全般	焚き木の伐採も届出が必要になるのか。	焚き木の伐採など軽微なものは対象にならないが、大規模な伐採については、届出をしていただくことになる。
4	啓発地区全般	啓発地区の範囲は、自治会単位で考えていないのか。	自治会の範囲では考えていない。あくまでも、地区候補の範囲で考えている。
5	啓発地区全般	景観地区になる前に、提案地区、啓発地区とあるが、手順を多く踏めばそれだけ景観が壊されることになるので、早めに制限をかけるべきである	景観地区になるには地元地区の同意が必ず必要であるため、市が一方的に景観地区に指定し、制限をかけるのは困難である。守るべきものは早めに景観地区に指定して守っていきたいと考える。

薩摩川内市ふるさと景観計画（資料編）

6	啓発地区全般	啓発地区の候補3箇所の地区の方からの合意は得ているのか。	啓発地区としての合意は得ているが、今後景観地区への移行についての勉強会を開催していくことも考えている。
7	啓発地区全般	啓発地区は自然、歴史を重要視しているが、都市についても考えるべきである。	実際川内駅前の電線地中化をしている場所を啓発地区にすることを検討したが、屋外広告物条例とセットで考えるべきであると考え、今回は見送った。今後、地元住民の皆さんと検討をしていきたいと考える。
8	啓発地区全般	啓発地区の範囲は、いつまでに決まるのか。	この範囲はあくまでも素案の中での線引きであり、広げることも狭めることも考えられるが、啓発地区は将来の景観地区の候補地であるため、みなさんと今後十分協議していきたいと考える。
9	入来麓	入来麓は長目の浜と違って住家がたくさんあるので、景観地区にするための取り組み方が他とは異なるのではないか。	景観の形成に関しては地元地区との話し合いが最も大切である。又、景観啓発地区はモデル地区としての位置づけもあるため、住家がたくさんある麓地区を指定し、課題について一緒に勉強していき、その他の地区についても、景観啓発地区として指定することを考えている。
10	入来麓	麓地区はすでに伝建地区として指定されている。今後景観地区になることで制限はどのように変わるのか。	現時点では、どうやって守るのか？ということを検討することから始まるんじゃないかな。伝建のよさについて伝えることが大切であると考えている。
11	入来麓	空き屋敷の生垣、石垣をどのようにすべきか考えてほしい。	景観法の中に施設の管理についてNPO等が管理を請けるという制度があるので、このような制度を活用することも視野に入れていきたい。
12	入来麓	現在、目だったものは無いが、将来を考えて328号線の看板の規制について考えてほしい。	今後、看板について色や大きさを制限するための協議を進めていくことになると思う。
13	入来麓	小路自治会についても、景観啓発地区に入れてほしい。	現時点での範囲は概ねの範囲であり、最終決定はまだである。小路自治会との意見交換を行い、調整していきたいと考える。
14	藺牟田池	藺牟田池のシンボルは飯盛山である。現在の範囲はこれが半分であるが、全体を啓発地区の範囲として入れてほしい。	現在の範囲は県立自然公園条例とまったく同じ範囲で提案をさせていただいている。地区住民のみなさんのご意見を伺いながら、景観地区へと移行する時期までには範囲を決めていきたいと考える。
15	藺牟田池	藺牟田池から取水しているが、景観啓発地区になることで、取水制限などがかかるのか。	藺牟田池からの水利権について、景観計画において制限することはない。
16	長目の浜	台風で植栽が崩れた所にテトラポットが置いてあるが、早く植栽で補修してほしい。	県もこれについては認識している。玉石の上に植生があるのは珍しい事であるので、関係機関や団体と協議を行ない、植生に向けて検討したい。

薩摩川内市ふるさと景観計画（資料編）

17	長目の浜	なまこ池でなまこを取っているが、啓発地区になることで、制限がかかるのか。	景観啓発地区になることで制限はないが、景観地区になることで制限がかかることはありえるが、その場合は外面的な制限であり、なまこ漁に関しての内面的なものには、制限はない。
18	長目の浜	県道工事をしてから池がにごるようになった。夏になるとヘドロ状で臭くなる。	にごってしまうことは、県も市も認識しているが、ヘドロ状で臭くなることについては、今後調査する。
19	景観地区	景観地区になることを所有者が反対した場合は、どうするのか。	そうなることも十分考えられるが、反対の理由について住民の意見を十分聴き、それに対応する具体策を考えていくことも必要である。
20	景観地区	景観地区になると、今よりももっと制限が厳しくなるのか。	今後、景観地区に移行すると制限がかかることになるが、その内容については、皆さんと一緒に作っていくものであるため、住民のみなさんとの協議が重要であると考えます。
21	景観地区	景観地区に提案したい場所がある場合は、面での範囲となるが、そうなった場合は所有者に将来制限がかかることになるのか。	提案地区、啓発地区では制限はかからないが、景観地区になる場合には制限がかかるため、提案地区、啓発地区の段階でその範囲や制限の内容について地元住民のみなさんと一緒に考えていくつもりである。
22	届出行為	1,000 m ² の開発行為について届出をしないといけないということだが、畑の数を減らしたりする場合の形質変更でも届けがいくのか？	お問い合わせの例は具体事例によって対応が変わってくるので、庁内の課所と連携を取っていく。
23	届出行為	今までの届出の範囲内で終わるのか。	既にある基準の中での届け出であるため、これまでとおりであります。
24	届出行為	現在も開発行為や土地利用協議書の提出をしているが、今よりも届出が増えるのか。	景観計画に関しての届出は必要で、二重の届出となることがあるが、様式等について工夫をして、なるべく手間をかけないようにしたいと考える。
25	届出行為	国からの依頼による工事等についても届出が必要なのか。	届出については、なるべく簡素化するように検討していくが、国等が行なう工事等についての届出については調査する。（後日、調査の結果、公共団体の工事を行なう場合には、市に通知することになっていることが判明。法16条第5項）
26	景観形成基準	屋外設備等が見えないようにとの形成基準があるが、どのように対処すればよいのか。	植栽などにより、見えなくするような工夫をしていただきたいと考えている。
27	景観形成基準	色彩の制限は、個人の感性で変わるが、どのような判断基準となるのか。	先進地では、色彩について数値で決定しているところがあるが、本市では定性的な内容としている。今後、ガイドライン等を作成し、混乱がおきないようにしたいと考えるが、いずれにしても今後の検討内容だと考える。

薩摩川内市ふるさと景観計画（資料編）

28	景観形成基準	マンションの高さ制限については考えているのか。	景観計画で高さ制限については考慮していない。現時点では、建築確認申請時に住環境保全要綱に基づき、周辺住民に説明をしていただくことでしか対応できていない。
29	景観形成基準	市の発展と、周囲の眺望阻害についてどう考えるのか。	今ある神亀山、川内川、まち中から見た山々について、守りたいという気持ちでいる。市の中心部では、景観についての意見をまとめることに相当な時間を要するので、今後じっくりと説明をしていきたい。また、屋外広告物については経済的損失も考えられるため、総合的に考えていきたい。
30	景観形成基準	景観形成基準は定性的な表現であるが、詳細な基準はあるのか。	ガイドラインを作成することになるが、現在は特に無い。市域全域で大規模なものについての基準であり、強制的なものではなく、指導・勧告までしかできないものである。
31	景観形成基準	勧告ができるということであるが、勧告を聞かない場合はどうなるのか。	景観に対するスタートとなる条例・制度であるため、規制の内容については住民の皆さんと同じ考えで行なうために、まずは理解を得ることが先決であると考え。
32	景観重要樹木	個人所有の樹木を指定する場合の制限はどのようなものをそうていしているのか。	景観重要樹木は全国で1本しかなく、指定に関しての規定は景観法に基づくものである。また制限に関して所有者の了解を得ることは想定しているが、現時点ではどのような制限になるのか考えていない。
33	その他	新たな住宅地の開発をする場合は、まち並み協定を締結することを進めるべきである。	以前、田海の HOPE 計画で生垣協定、壁面後退等についてモデル地区としたが、それについて住民が誇りに思うことができるなどプラス要因も十分考えられるので、今後できる限り進めていきたいと考える。
34	その他	景観計画・景観条例が建築に反対するためや賛成するための単なる道具とならないように気をつけていただきたい。また、守るものは守る、作るものは作るという立場で考えてほしい	そのようにしたいと考える。
35	その他	市民に対して自分たちのまちの良さを再認識していただくために、写真展などを開催したらどうか。	景観形成事業の中に薩摩川内景観100選を実施することを考えているが、それを行なうことで、景観に対する意識の高揚を図ることも目的としている。

3. 用語解説

○あ～お(ア行)

美しい国づくり政策大綱

平成15年7月に国土交通省が「国土を国民一人ひとりの資産として、美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて転換する」として、その取り組みの方針を「美しい国づくり政策大綱」にとりまとめた。

鉛直投影面積

地球の表面において、先端に鉛などのおもりをつりさげて静止した時の糸と方向が同じである面と並行である面積のこと。（主に壁面などをいう）

屋外広告物

屋外広告物法第2条第1項に定義されているもので、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

○か～こ(カ行)

階高

その階の床から上の階の床までの高さ。

開発行為

建築物の建築などを目的に「土地の区画形質の変更」を行うこと。

- ・「区画の変更」とは、土地利用形態としての区画すなわち独立物件として、その境界を明認しうるものにする。道路や公園等の公共施設を新設又は改廃すること。
- ・「形の変更」とは、高さ50cm以上の部分を含む切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表をつくる、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）または盛土を一体的に行い、土地の形状を物理的に変更すること。
- ・「質の変更」とは、原則、農地等の宅地以外の土地を宅地にするなど土地の性質を変更すること。

協働

それぞれ異なる主体が、お互いの役割と責任を分担して一つの目標を達成する取り組み。

景観

見るだけの価値をもった特色のある景色。その地域の野外風景のうち山・川・湖沼・森林などの自然が形成する「自然景観」と、人間の営みが加わった集落、耕地、交通路など。「文化景観」の称。

景観アドバイザー

景観形成について、技術的な指導・助言を行う専門家。景観形成の活動の支援として本市が派遣する。

景観協定

良好な景観形成を図るために、建築物、工作物、樹林地、草地、緑化、屋外広告物、農用地等に関する必要な事項を土地所有者等の全員の合意により定める制度。有効期間や違反した場合の措置も定めることとされている。（景観法第81～91条）

景観計画区域

景観計画の中で良好な景観の保全・形成を図るために指定する計画区域。本市は全市域を景観計画区域としている。

景観啓発地区

景観法には規定されていないもので、本市が独自に設ける地区のこと。市が指定する場合と、景観提案制度により「景観提案地区」になった地区において、啓発活動を行うことにより、景観に関する意識が高まった地区を「景観啓発地区」とし、将来的に「景観地区」への移行を目指す地区のこと。

景観資源

まちの景観を特徴づけたり、景観形成を行ううえで、大切に考えられるもの。（例）川内川や棚田、田園景観など。

景観審議会

建築物等の高さや色彩など、本市の景観形成に関する事項に関し、専門的な立場から調査審議を行う第三者機関。

景観重要建造物

景観法第19条に規定されているもので、景観計画区域内において地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもので、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの。

景観重要公共施設

道路法、河川法、都市公園法、港湾法等による公共施設であって、良好な景観形成に重要なもの。（景観法第8条）

景観重要資産

本市において、景観地区、景観重要建造物、景観重要樹木の他に、地元地区のシンボルやイメージとなっている景観資源で、周辺住民に親しまれて愛されているもので、地元地区により積極的な保全活動がなされているもの。

景観重要樹木

景観法第28条に規定されているもので、景観計画区域内において地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画域内の良好な景観の形成に重要なもので、道路、その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの。

景観条例

景観法による委任事項である届出対象行為、景観重要建造物・樹木の管理基準、独自施

策として技術的指導等を行う景観アドバイザー制度、景観提案制度などに関する規定を盛り込み、景観計画の実現を図る条例。

本市景観条例は届出行為を除く部分は平成21年4月1日施行、届出行為を含む全面施行は平成21年10月1日施行。

景観整備機構

民間活力を活用した良好な景観形成を進めることを目的に景観法第92条～96条に位置づけられた団体。一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人やNPO法人で、良好な景観形成を担う主体として景観行政が指定する。

景観地区

市街地付近においてより積極的に良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区。建築物等の形態や色彩、意匠など裁量性が求められる事柄については認定制度が導入され、建築物の高さや壁面の位置など数字でわかる事柄については、建築確認で担保される。土地の形質の変更など必要な規制は条例で定めることができる。

なお、本計画では法第61条に規定される「景観地区」と法第74条第1項に規定される「準景観地区」について、「景観地区」として取り扱うこととする。

景観提案地区

景観法には規定されていないもので、本市が独自に設ける地区のこと。貴重な景観資源が象徴的に表れており、景観形成やまちづくりに対する理解が進んでいる地区で、市が指定する場合と、景観提案制度により、地区コミュニティ協議会が提案する場合がある。

景観農業振興地域整備計画

農業振興地域内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合に、定める計画。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や支援の仕組み等を定めた法律。平成16年6月公布。

形態・意匠

建築物や工作物の景観の質に影響を与える色彩、形状、様式、材質などを様々に工夫すること。一般的にデザインともいわれる。

景色

自然界の調和のとれた様子のこと。

建ぺい率

敷地面積に対する建築面積の割合。例えば、100㎡の土地に建築面積30㎡の建物

が建っている場合は、建ぺい率は3/10（30%）になる。

建築物等の建築に係る住環境保全に関する指導要綱

市内における建築物及び工作物に係る建築計画に関する基準を定めることにより、当該建築物等に対する建築主等と近隣住民等との相互理解を図り、もって地域の良好な住環境の保全に寄与することを目的として定められている要綱。

県立自然公園

自然公園法に基づいて、都道府県が指定する自然豊かな公園のこと。本市には川内川流域県立自然公園、藺牟田池県立自然公園、甕島県立自然公園がある。

原風景

（様変わりした現実の風景に対して）本来そうであろう、あつたろう（あつてほしい）とイメージする風景。

〇さ～そ(サ行)

最高の高さ

建築物又は工作物の最高点の高さ。

薩摩川内市土地利用対策要綱

本市における無秩序な開発行為を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図るため、開発行為の規制に係る法令又は鹿児島県土地利用対策要綱の適用を受けない開発行為による土地利用に関し、一定の基準を定め指導を行うことにより、良好な地域環境を確保し、併せて住民の福祉の増進に寄与することを目的としている要綱。

里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念である。これらは、農作業などの人為による適度な攪乱によって特有の環境が形成維持され、絶滅危惧種を含む多様な生物を育んできた。しかし、農林業活動の停滞や生活様式の変化等による人間の働きかけの減少により、二次的な自然環境の質が変化し、生物多様性保全上の問題が生じている。

重要伝統的建造物群保存地区（平成15年12月選定）

文化財としての建造物を「点」ではなく「面」で保存しようとするもので、保存地区内では建築物はもちろん工作物や生垣などの環境物件などを特定し、保存措置を図ることになっている。

水景文化空間

本市第1次総合計画に定義されている言葉。「癒しのある水辺、温かさあふれる緑など、雄大な川内川を中心とする自然環境を舞台に、伝統ある歴史・文化を磨きながら、住民一人ひとりが自らの地域への誇りや愛着を実感しつつ、いきいきと快適に生活し続けることのできる、都市アメニティ（都市環境の快適性、魅力ある環境、生活の質など）豊かな生活空間」を象徴的に表した言葉。

水平投影面積

土地や建物を真上から見たときの面積で、土地や建物に凸凹や斜面の部分があっても、その土地や建物が水平だとして測った面積のこと。

スカイライン

稜線。地平線。空を背景とした山や建築物などの輪郭線。特定の場所から見えるスカイラインを守ることは景観を守ることになる。

川内市アメニティタウン計画（昭和62年3月策定）

環境庁（当時）のアメニティタウン計画地域の指定を受け策定。川内川の環境整備、歴史の息吹を感じさせるまち整備、歩く楽しさが感じられるまち並み整備などが計画・実施された。

川内市中心市街地活性化基本計画（平成11年3月策定）

平成10年に制定された中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき計画されたもの。通商産業省や建設省の事業を活用し国道3号等の電線地中化や歩道、アーケード、親水施設等が整備された。

川内市HOPE計画（昭和59年3月策定）

「地域住宅計画」を意識した「Housing with Proper Environment」〔地域固有の自然環境、資源的環境、文化的環境などを活かした住まいづくり〕の略称であり、将来に向けた希望あふれる住まいづくりを目指して昭和58年建設省（当時）が政策化したもの。モデル市町村の指定を受け、今村団地の生垣協定、永利ホープタウンのデザインテーマなどが計画・実施された。

〇た〜と(夕行)

ダクト

エアコンや換気扇につながる、金属などでできた筒状のもので、空気の流れ道となるもの。

地域力

地域の自然や歴史・文化というような財産と特性を踏まえた、地域が本来持っている実力のこと。

中山間地域直接支払制度

農業・農村には、食料を生産するだけではなく、災害の防止や安らぎの場の提供など、いわゆる「多面的機能」がある。

しかし、中山間地域（一定要件以上の傾斜地）では、平地に比べ各種条件が不利なことから、耕作放棄の発生などにより、「多面的機能」の低下が心配されている。

そこで、このように農業生産の条件が不利な中山間地域の農地を耕作している農家や生産組織に交付金を直接支払い、健全な農地、農村を守っていこうとする制度のこと。

都市アメニティ

都市空間が「生活の質（快適さ、便利さ、安全さ）」に与える影響力。

特定公共施設

①道路法による道路②河川法による河川③都市公園法による都市公園④海岸法による海岸保全区域等に係る海岸⑤港湾法による港湾⑥漁港漁場整備法による漁港⑦自然公園法による公園事業に係る施設等のこと。

特定照明

夜間に公衆の観覧に供するため、一定期間継続して建築物などの外観に対して行う照明。「景観照明」または「ライトアップ」とも呼ばれる。照明の色彩、位置、強さに配慮した特定照明は、美しい景観になる。

○な～の(ナ行)**法面**

切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表をつくる、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）や盛土により造られる人工斜面のこと。

○は～ほ(ハ行)**バリアフリー**

障害者や高齢者にとっての障壁（バリア）をなくし、誰もが自由に社会参加できるような人にやさしい生活空間のあり方のこと。

馬頭観音

庶民の間で馬の神様として信仰されている民俗信仰の一つ。馬頭観音の石碑は、家族同様大切にしていた馬の健康を祈願したり、亡くなった馬を供養するために建てられた石碑。

風景

鑑賞に堪える、自然界の眺め。

風致

森林、河川など自然環境の整合の美。

風土

（生活の様式、思考様式を決定づけるものと考えられる）その土地の気候・水質・地形などの総合状態。

○ま～も(マ行)**まち歩き**

普段歩いているまちを「歴史」「建物」「デザイン」などあるテーマに沿って、周辺を眺めながらゆっくりと歩くことで、今まで気付かなかった風景や景観に出会うことができ、そのまちの魅力再発見のキッカケになるもの。

○や～よ(ヤ行)**容積率**

敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合。例えば200㎡の敷地では、容積率が80%の場合で延べ面積が160㎡の建築物、200%の場合で400㎡の建築物が建てられる。

用途地域

良好な市街地環境の形成や都市における住居地，商業地，工業地などの適性は配置による機能的な都市活動の確保を目的として，建築物の用途（建てられる建築物），容積率，建ぺい率，高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。

種 類	目 的
第一種低層住居専用地域	低層住宅専用地域として良好な住環境の保護又は保全を図る地域で，住居のほか小中学校，図書館等は建築可能。
第二種低層住居専用地域	低層住宅専用地域として良好な住環境を保全しつつ，住民の利便性にも配慮して，床面積が150㎡以内の店舗等は建築可能。
第一種中高層住居専用地域	中層住宅（3～5階建）を含む住宅地としての良好な住環境の保護又は保全を図る地域で，病院や大学，床面積が500㎡以内の店舗等は建築可能。
第二種中高層住居専用地域	中高層住宅（4階建以上）を含む住宅地としての良好な住環境の保護を図る地域で，病院や大学，床面積が1,500㎡以内の店舗事務所等は建築可能。
第一種住居地域	既成市街地にあつて住環境を保護するための地域であり，大規模な店舗，事務所等の建築を制限する必要がある地域。
第二種住居地域	既成市街地にあつて，ある程度用途の混在を許容しつつ，主として住環境を保護する必要がある地域。
準住居地域	道路に面した地域で，自動車関連施設等の沿道にふさわしい業務施設の立地を許容しつつ，住環境を保護する地域。
近隣商業地域	近隣の住民が，日用品の買い物をする店舗やサービス業務を受けるための施設の立地を図る地域。
商業地域	都市の中心部等で主として商業，業務及び娯楽等の施設の集中立地を図る地域。
準工業地域	主として環境の悪化をもたらす恐れがない工業の利便の増進を図る地域。
工業地域	主として工業の利便の増進を図る地域で，学校，病院，ホテル等の建築はできない。
工業専用地域	工業の利便の増進を図るための地域で，どんな工場でも建てられるが，住宅や店舗等は建築できない。

擁壁

がけ地の土砂や，傾斜地のヒナ壇型造成地の段差が崩れるのを防ぐために設けられる壁状の構造物のこと。

〇ら〜ろ(う行)

ライトアップ

夜間に照明機器や発光ダイオード（LED）などを使って建物・橋・塔などの建造物や、樹木等を明るく浮かび上がらせること、「特定照明」または「景観照明」とも呼ばれる。照明の色彩，位置，強さに配慮したライトアップは，美しい景観になる。

ランドマーク

広い範囲から見え，地理上の目標物となると同時に，地域の景観を特徴づける山や建物などの景観構成要素。